

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定及びハイヤー事業限定を除く。)におけるユニバーサルデザインタクシー車両の車体表示について

流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造を有するユニバーサルデザインタクシー車両については、近年その導入が進められているところであるが、このような車両が流し営業で運行される場合にその特長を発揮するためには、上記に列記した者はもとより既存の一般タクシー利用者も乗車可能であることが外見で判別できることが必要である。

そこで、下記1①および②に該当する車両を一般車両(一般の需要に応じることができる事業用自動車(ハイヤー車両及び特殊車両(一般車両以外の事業用自動車)は本公示の対象外)として使用する場合の表示事項及び表示方法等の取扱いについて下記のとおり定めたので公示する。

記

1. 表示の対象となる車両及び表示すべきマークについて
 - ①「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」(令和2年3月31日改正)においてレベル2の認定を受けた一般車両については、別紙1に定める表示マークを表示するものとする。
 - ②「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」(令和2年3月31日改正)においてレベル1の認定を受けた一般車両については、別紙2に定める表示マークを表示するものとする。
2. 表示マークの大きさについて
15cm四方以上とする。
3. 表示位置について

窓ガラス部分以外の車体の前面、左側面及び後面に外部より見やすいように、塗装又はステッカーにて表示するものとする。

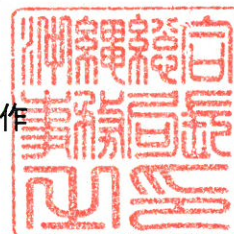
4. 施行期日

令和2年4月1日より施行する。

令和2年4月1日

内閣府沖縄総合事務局長

吉住 啓作

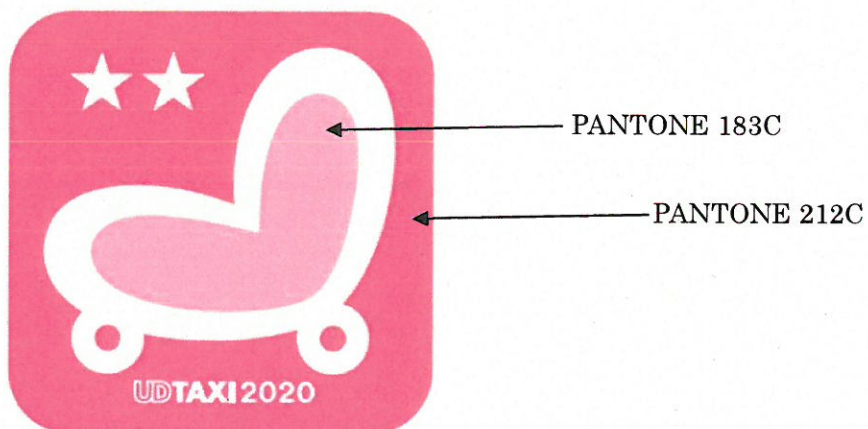


(別紙1)

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」(令和2年3月31日改正)において
レベル2の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※配色について



(別紙2)

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」(令和2年3月31日改正)において
レベル1の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※配色について

